

○横芝光町奨学資金貸付条例

平成23年3月22日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学資金を貸し付けることにより、将来社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 奨学資金の貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）、大学（短期大学を含む。）、又は大学院（以下「学校」という。）に入学が決定し、又は在学する者

(2) 経済的な理由により修学が困難である者

(3) 保護者が横芝光町の区域内に住所を有している者

(4) 学業に優れ、かつ、修学期間を終了の見込みのある者

(5) 学校の長又は出身学校の長が奨学生として適当と認め、推薦した者

(6) 貸付対象者の属する世帯において横芝光町の町税に未納がないこと。ただし、横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

(貸付金額)

第3条 奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程 月額10,000円以内

(2) 大学（短期大学を含む。）、大学院又は専修学校の専門課程 月額30,000円以内

(貸付けの申請)

第4条 貸付対象者は、申請書に必要な書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、貸付対象者について必要な調査を行い、適当と認めた者を奨学生として決定する。

(貸付条件)

第6条 奨学資金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付けの利息は、免除する。

(2) 貸付期間は、前条の決定のあった月から当該学校における正規の修学期間を終了するまでとする。

(貸付けの停止)

第7条 教育委員会は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月からその事由がなくなる日の属する月まで、奨学資金の貸付けを停止する。

(貸付けの解除)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、奨

学資金の貸付けを解除する。

- (1) 退学し、又は死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する貸付対象者としての要件を欠いたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学生として適当でないと教育委員会が認めるとき。

(返還方法及び延滞金)

第9条 奨学資金は、貸付期間終了月の翌月から起算して6月を経過した後、貸付期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦で返還しなければならないものとし、貸付けの停止をした場合の返還についてもこれと同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学生の事情により返還期間を延長し又は短縮することができる。
- 3 奨学資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく返還期限までに返還しない場合は、返還期限の翌日から返還の完了する日まで、別に定めるところにより延滞金を徴収する。

(死亡による免除)

第10条 教育委員会は、奨学生又は奨学生であった者が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする奨学生又は奨学生であった者の父母又はその相続人は、教育委員会に申請しなければならない。

(返還猶予)

第11条 教育委員会は、疾病その他特別の事由のため奨学資金の返還が困

難な者には、その者の申請によって相当の期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。